

広島大学大学院人間社会科学研究科紀要の編集・発行に関する内規

(令和3年12月9日研究科長決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)における研究業績等を発表するため、広島大学大学院人間社会科学研究科紀要(以下「紀要」という。)の編集・発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 紀要の名称は、広島大学大学院人間社会科学研究科紀要(Bulletin of the Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University)とする。

(発行の基本方針)

第3条 紀要は、次に掲げる副題を付し、それぞれ発行する。

- (1) 教育学研究(Studies in Education) S
- (2) 総合科学研究(Studies in Integrated Arts and Sciences)

第4条 紀要は、原則として年1回発行する。

- 2 紀要に掲載する論文は、査読付きの論文と査読なしの論文に区分し、その旨を明記する。
- 3 紀要に掲載された論文等は電子化し、原則としてこれを一般に公開する。

(投稿資格)

第5条 紀要に投稿できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 広島大学の教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下、同じ。)及び教育研究系契約職員
- (2) 広島大学の大学院生及び大学院に在籍する研究生
- (3) 広島大学の教員を受入教員とする日本学術振興会特別研究員(DCを除く。)
- (4) 別に定める編集委員会(以下「編集委員会」という。)が適当と認めた者

(投稿の条件)

第6条 紀要への投稿は、次に掲げる事項について承諾することを前提とする。

- (1) 投稿された論文等の著作権(著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。)は、研究科に帰属する。ただし、執筆者は、著作権が研究科に帰属する著作物を自ら利用することができる。
 - (2) 紀要に掲載された論文等は、広島大学リポジトリに登録し公開する。
 - (3) 投稿に際して執筆者(代表者)の署名をもって、全執筆者の承諾が得られたものとする。
- 2 投稿される原稿は、未発表のものに限る。また、紀要に掲載された原稿は、他の出版物に掲載できない。ただし、編集委員会の許可を得た場合はこの限りではない。

(

2 執筆要領に従わない原稿は，原則として受理しない。

(編集・発行)

第9条 紀要の編集・発行は，編集委員会が行う。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は，広島大学大学院人間社会科学研究科紀要委員会の議を経て，研究科長が行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか，紀要の編集・発行に関し必要な事項は，編集委員会が定める。

附 則

1 この内規は，令和3年12月9日から施行する。

2 広島大学大学院人間社会科学研究科紀要投稿内規(令和2年4月1日研究科長決裁)は廃止する。

3 この内規の施行前に編集・発行された紀要の取扱いについては，なお従前の例による。